

○ 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）一部改正

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 機構集積協力金交付緊急対策事業</u></p> <p><u>※ 地域計画の策定により地域の農地利用の将来像の実現に向けた取組が加速する機を捉え、機構を通じた農地の集積・集約化等を加速化するために必要となる次の事業に係る経費について、別記2により補助します。</u></p> <p><u>(1) 地域集積協力金交付事業</u></p> <p><u>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力を交付します。</u></p> <p><u>(2) 集約化奨励金交付事業</u></p> <p><u>地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、奨励金を交付します。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 農業委員会サポートシステム改修事業</u></p> <p>農地法施行規則の改正（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和5年</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>4 農業委員会サポートシステム改修事業</p> <p>農地法施行規則の改正（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和5年</p>

農林水産省令第42号)における同規則の改正をいう。以下同じ。)による同規則第101条に規定する農地台帳の記録事項の追加や、円滑な地域計画の目標地図の素案作成に向けた地図情報の更新等を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの改修等に必要な経費について、別記4により補助します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)のア及びイ、2並びに3の事業については、事業実施年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) (略)

2・3 (略)

4 機構集積支援事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2)～(4) (略)

5 農業委員会サポートシステム改修事業

(1) 第3の5の事業は、次により実施します。

(2)・(3) (略)

第5 事業実施主体

1・2 (略)

農林水産省令第42号)における同規則の改正をいう。以下同じ。)による同規則第101条に規定する農地台帳の記録事項の追加や、円滑な[※]地域計画の目標地図の素案作成に向けた地図情報の更新等を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの改修等に必要な経費について、別記4により補助します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)のア及びイ並びに2の事業については、事業実施年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) (略)

2・3 (略)

4 機構集積支援事業

(1) 第3の3の事業は、次により実施します。

(2)～(4) (略)

5 農業委員会サポートシステム改修事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2)・(3) (略)

第5 事業実施主体

1・2 (略)

3 機構集積協力金交付緊急対策事業

本事業の実施主体は、市町村とします。

4・5 (略)

第6 都道府県基金事業の実施等

1 (略)

2 事業資金の管理

(1) (略)

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2及び3の事業資金相互間の流用

イ ア以外の流用(第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1、2及び3の事業間の流用に限る。)であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合

(3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。

ア (略)

イ 機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業(以下「機構集積協力金交付事業等」といいます。)に係る事業資金は、「機構集積協力金交付事業勘定」

(4)・(5) (略)

(6) 都道府県は、第5の1、2及び3の事業実施主体から本事業

(新設)

3・4 (略)

第6 都道府県基金事業の実施等

1 (略)

2 事業資金の管理

(1) (略)

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2の事業資金相互間の流用

イ ア以外の流用(第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び2の事業間の流用に限る。)であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合

(3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。

ア (略)

イ 機構集積協力金交付事業に係る事業資金は、「機構集積協力金交付事業勘定」

(4)・(5) (略)

(6) 都道府県は、第5の1及び2の事業実施主体から本事業に

業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) (略)

(2) 機構集積協力金交付事業等

市町村が、第5の2又は3の事業実施主体として機構集積協力金交付事業等を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、機構集積協力金交付事業について、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業等の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) (略)

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

- イ (略)
- (4)・(5) (略)
- (6) (略)
- ア (略)
- イ 第3の1、2及び3の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減
- ウ 第3の1、2及び3に掲げる事業の中止又は新規の実施
- エ (略)
- 4・5 (略)
- 6 都道府県基金事業の中止又は廃止
 - (1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、令和8年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。
 - (2)・(3) (略)
- 7・8 (略)

第9 機構集積支援事業

- 1 事業実施計画の作成・承認の手続
 - (1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
 - (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別

- イ (略)
- (4)・(5) (略)
- (6) (略)
- ア (略)
- イ 第3の1及び2の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減
- ウ 第3の1及び2に掲げる事業の中止又は新規の実施
- エ (略)
- 4・5 (略)
- 6 都道府県基金事業の中止又は廃止
 - (1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、令和7年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。
 - (2)・(3) (略)
- 7・8 (略)

第9 機構集積支援事業

- 1 事業実施計画の作成・承認の手続
 - (1) 農業委員会等が、第5の3の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
 - (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別

紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付申請時に添付してください。

(3)～(6) (略)

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) (略)

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第11号。以下「システム管理事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(11)・(12) (略)

紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付申請時に添付してください。

(3)～(6) (略)

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) (略)

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第11号。以下「システム管理事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(11)・(12) (略)

2 (略)

第10 農業委員会サポートシステム改修事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の5の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農業委員会サポートシステム改修事業実施計画（別紙様式第12号。以下「システム改修事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業及び農業委員会サポートシステム改修事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、システム改修事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造

2 (略)

第10 農業委員会サポートシステム改修事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農業委員会サポートシステム改修事業実施計画（別紙様式第12号。以下「システム改修事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業及び農業委員会サポートシステム改修事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、システム改修事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造

成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、システム改修事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から5までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2及び3の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1から5の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第13号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の

成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、システム改修事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1から4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第13号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の3の

<p>(5) のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(5) のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>別紙</p> <p>都道府県基金事業実施に当たっての条件</p> <p>第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長（以下「機構の長等」といいます。）に対し、次に掲げる条件を付してください。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（第3の2及び3の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。</p> <p>ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければ</p>	<p>別紙</p> <p>都道府県基金事業実施に当たっての条件</p> <p>第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長（以下「機構の長等」といいます。）に対し、次に掲げる条件を付してください。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。</p> <p>ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければ</p>

ならないこと。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。

5～8 (略)

ならないこと。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。

5～8 (略)

(別表2)

区 分	内 容	注意点	補助率
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	(略)
6	機構集積協力金交付緊急対策事業		
	機構集積協力金	第3の3の事業により交付される協力金	定額
7 (略)			
	旅費	第3の4の事業を実施するために必要な ①・② (略)	定額 ただ

(別表2)

区 分	内 容	注意点	補助率
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)			
	(新設)	(新設)	(新設)
6 (略)			
	旅費	第3の3の事業を実施するために必要な ①・② (略)	定額 ただ

			し、 <u>第3 の4</u> の (4) のイ にあ つて は、 1 / 2 以 内と する。				し、 <u>第3 の3</u> の (4) のイ にあ つて は、 1 / 2 以 内と する。
報酬・賃 金	<u>第3の4</u> の事業を実施す るために必要な弁護士、行政 書士及び講師等に対して支 払う報酬又は謝金	(略)	定 額 た だ し、 <u>第3 の4</u> の (4) のイ にあ つて は、 1 / 2 以 内と	報酬・賃 金	<u>第3の3</u> の事業を実施す るために必要な弁護士、行政 書士及び講師等に対して支 払う報酬又は謝金	(略)	定 額 た だ し、 <u>第3 の3</u> の (4) のイ にあ つて は、 1 / 2 以 内と

			する。				する。
賃金・給与・報酬・職員手当等	<p>第3の4の事業を実施するために必要な ①・② (略)</p> <p>第3の4の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価</p>	(略)	定額ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。	賃金・給与・報酬・職員手当等	<p>第3の3の事業を実施するために必要な ①・② (略)</p> <p>第3の3の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価</p>	(略)	定額ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
手当	<p>第3の4の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p>	(略)	定額ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあ	手当	<p>第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p>	(略)	定額ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあ

			つては、 1 / 2 以 内と する。
予納金	<u>第3の4</u> の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		(略)
印刷製本費	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な ①・② (略)		定額 た だ し、 <u>第3 の4</u> の (4) のイ にあ って は、 1 / 2 以 内と する。

			つては、 1 / 2 以 内と する。
予納金	<u>第3の3</u> の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		(略)
印刷製本費	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な ①・② (略)		定額 た だ し、 <u>第3 の3</u> の (4) のイ にあ って は、 1 / 2 以 内と する。

借料及び使用料	第3の4の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等(ただし、別記3の第2の1の(5)における農業委員会サポートシステムに係るハードウェア等のリース費用は除く。)	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。	借料及び使用料	第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等(ただし、別記3の第2の1の(5)における農業委員会サポートシステムに係るハードウェア等のリース費用は除く。)	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
雑役務費	第3の4の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、	雑役務費	第3の3の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、

			1 / 2 以内とする。				1 / 2 以内とする。
通信運搬費	第3の4の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、1 / 2 以内とする。	通信運搬費	第3の3の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、1 / 2 以内とする。
備品購入費	第3の4の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	(略)	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の	備品購入費	第3の3の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	(略)	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の

			(4)のイにあつては、1/2以内とする。				(4)のイにあつては、1/2以内とする。
消耗品費	第3の4の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	(略)	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。	消耗品費	第3の3の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	(略)	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
システム改修費	第3の4の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウ		(略)	システム改修費	第3の3の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウ		(略)

	エアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		
委託費	第3の4の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。)		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
その他の経費	(略)		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)

	エアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。)		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあつては、1/2以内とする。
その他の経費	(略)		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)

			のイ にあ つて は、 1 / 2 以 内と する。
8 (略)			
報酬・謝金	第3の5の事業を実施するために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対して支払う報酬又は謝金		(略)
旅費	第3の5の事業を実施するために必要な資料の収集、会議への出席等をした職員及び専門家に対して支払う旅費		(略)
システム改修費	第3の5の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料等		(略)
(略)	(略)		(略)

別紙様式第4-1号

			のイ にあ つて は、 1 / 2 以 内と する。
7 (略)			
報酬・謝金	第3の4の事業を実施するために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対して支払う報酬又は謝金		(略)
旅費	第3の4の事業を実施するために必要な資料の収集、会議への出席等をした職員及び専門家に対して支払う旅費		(略)
システム改修費	第3の4の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料等		(略)
(略)	(略)		(略)

別紙様式第4-1号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計

(1) 事業費

事業名	事業費			
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他	
(1) 都道府県基金事業分 ① (略) ② <u>機構集積協力金交付事業等</u> ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

4 機構集積協力金交付事業等の計画

(1)・(2) (略)

※1～※8 (略)

(別記2)

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計

(1) 事業費

事業名	事業費			
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他	
(1) 都道府県基金事業分 ① (略) ② <u>機構集積協力金交付事業</u> ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1)・(2) (略)

※1～※8 (略)

(別記2)

<p style="text-align: center;"><u>機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業</u> (地域集積協力金交付事業等)</p> <p>第2 事業実施地域 <u>機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業</u>の対象農地は、農業振興地域内の農地とします。 また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、<u>機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業</u>の中で支援することとします。</p> <p>第3 事業の内容</p> <p><u>1 機構集積協力金交付事業</u></p> <p><u>(1) 地域集積協力金交付事業</u> 地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、<u>担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。</u></p> <p><u>(2) 集約化奨励金交付事業</u> 地域内の農地について、<u>機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。</u></p> <p><u>(3) 機構集積協力金推進事業</u> <u>都道府県及び市町村が実施する1の(1)及び(2)並びに2の(1)及び(2)の協力金及び奨励金の交付に要する経費を第7により補助します。</u></p> <p><u>2 機構集積協力金交付緊急対策事業</u></p>	<p style="text-align: center;">機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金交付事業等)</p> <p>第2 事業実施地域 <u>本事業の対象農地は、農業振興地域内の農地とします。</u> また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、<u>本事業</u>の中で支援することとします。</p> <p>第3 事業の内容</p> <p><u>1 地域集積協力金交付事業</u> <u>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。</u></p> <p><u>2 集約化奨励金交付事業</u></p>
---	---

<p><u>(1) 地域集積協力金交付事業</u> <u>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。</u></p> <p><u>(2) 集約化奨励金交付事業</u> <u>地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p><u>地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。</u></p>
<p>第8 農地集積・集約化状況の報告等</p> <p>1 市町村は、第3の1の<u>(1) 及び2の(1)の地域集積協力金交付事業及び第3の1の(2) 及び2の(2)の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度又は翌々翌年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10 その他留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県は毎年度、第3の1の<u>(1) 及び2の(1)の地域集積協力金交付事業及び第3の1の(2) 及び2の(2)の集</u></p>	<p>3 <u>機構集積協力金推進事業</u> <u>都道府県及び市町村が実施する1及び2の協力金及び奨励金の交付に要する経費を第7により補助します。</u></p> <p>第8 農地集積・集約化状況の報告等</p> <p>1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度又は翌々翌年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10 その他留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村</p>

<p>約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。</p> <p>3 (略)</p>	<p>等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">機構集積支援事業</p> <p>第4 事業実施における留意事項</p> <p>1 第2の1の事業の留意事項</p> <p>(1) 農地の利用状況等の調査</p> <p>遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、<u>別記3様式第1号</u>により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5 定期報告</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業の定期報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について<u>別記3様式第2号</u>により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。</p> <p>(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、<u>別記3様式第3号</u>によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。</p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">機構集積支援事業</p> <p>第4 事業実施における留意事項</p> <p>1 第2の1の事業の留意事項</p> <p>(1) 農地の利用状況等の調査</p> <p>遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、<u>別記4様式第1号</u>により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5 定期報告</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業の定期報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について<u>別記4様式第2号</u>により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。</p> <p>(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、<u>別記4様式第3号</u>によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。</p>

<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 第2の4及び5の事業の定期報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、第2の4の事業にあつては別記3様式第4号、第2の5の事業にあつては別記3様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>第6 農業委員等の活動の管理</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)により報告があつた場合は、速やかに別記3様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。</p> <p>2 第2の4の事業の管理</p> <p>(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記3様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。</p> <p>(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記3様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。</p> <p>第7 事業に要する経費の使途</p> <p>事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容としま</p>	<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 第2の4及び5の事業の定期報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、第2の4の事業にあつては別記4様式第4号、第2の5の事業にあつては別記4様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>第6 農業委員等の活動の管理</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)により報告があつた場合は、速やかに別記4様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。</p> <p>2 第2の4の事業の管理</p> <p>(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記4様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。</p> <p>(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記4様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。</p> <p>第7 事業に要する経費の使途</p> <p>事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容としま</p>
---	---

<p>す。</p>	<p>す。</p>
<p>(別記4) 農業委員会サポートシステム改修事業</p> <p>第3 事業実施における留意事項 1・2 (略) 3 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について、別記4様式により翌月10日までに経営局長に報告してください。 4～6 (略)</p> <p>第4 事業に要する経費の使途 事業に要する経費の使途は、別表2の8に掲げる内容とします。</p>	<p>(別記4) 農業委員会サポートシステム改修事業</p> <p>第3 事業実施における留意事項 1・2 (略) 3 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について、別記5様式により翌月10日までに経営局長に報告してください。 4～6 (略)</p> <p>第4 事業に要する経費の使途 事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。</p>
<p>別記4様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: right;">(団体名) (代表者名)</p> <p>農業委員会サポートシステム改修事業に係る取組状況報告書</p>	<p>別記4様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: right;">(団体名) (代表者名)</p> <p>農業委員会サポートシステム改修事業に係る取組状況報告書</p>

<p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号）別記 4 の第 3 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号）別記 5 の第 3 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 経営第 1693 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 12 月 20 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。